

日本で安心してずっと暮らせるように

同性婚今すぐ
お願いします。



MARRIAGE
FOR
ALL
JAPAN

結婚の自由をすべての人に

国会は今こそ動くべき時！

高裁で違憲判決、5つも!!



東京高裁 (2024/10/30)

婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことを違憲と判断した上で、国会に立法裁量があるといつても、「個人の尊重（憲法13条）と法の下の平等（憲法14条）という基本原則に立脚した制度とすべきであるという憲法上の要請が、その裁量の限界を画する」として立法裁量の限界を明確化



福岡高裁 (2024/12/13)

同性の者を伴侶として選択する者の幸福追求権の侵害であるとして憲法13条違反を明言。さらに、「同性のカップルに対し、端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるものでなければ、憲法14条1項違反の状態は解消されるものではない」として婚姻以外の別制度を否定



名古屋高裁 (2025/3/7)

名古屋高裁判決も別制度を否定
さらに、「同性カップルに法律婚制度とは別の制度を設ける場合とは異なり、膨大な立法作業が必要になるとはいえない」とも指摘



大阪高裁 (2025/3/25)

大阪高裁判決も別制度を否定
さらに、「同性カップルについてのみ婚姻とは別の制度を設けることは…新たな差別を生み出すとの危惧が拭えない」とまで指摘

※東京二次訴訟の高裁判決(2025/11/28)のみ合憲の判断でした。

なお、当然のことながら、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の判決はすべて、同性婚の実現に憲法改正は不要であることを前提にしています。国会は、憲法ではなく法律の改正のみで同性婚を実現できます。

国会議員の皆さん、最高裁による最終的な司法判断が出たから動くというのではなく、早急に検討を開始し、立法府としての責任を果たしてくださるようお願いします。

パートナーシップ制度やPACSではなく「婚姻」を!!

現在の法律婚とは異なる制度を作ってしまうと、制度が違うということ自体が偏見を生み、差別を固定化させてしまします。オーストリアやスロベニアでも、別の制度をつくることは違憲であると裁判において判断されました。

実際に、別制度を導入した多くの国が、その後同性カップルの婚姻を認めています。

同性カップルに法的保障を認めるかどうかが議論されていた1990年代においては、一旦パートナーシップのような別制度を作った後、社会の理解が広がってから法律婚に移行しました。しかし、すでに39か国が同性婚を導入して何ら問題が生じないことが確認された今、しかも国民が賛成多数であるのに、あえて費用と労力をかけて、別の制度をつくる必要はありません。

全国5地域で提訴された「結婚の自由をすべての人に」訴訟（いわゆる同性婚訴訟）ではこれまでに6つの高裁で判決が出ました。高裁の判決はすべて出揃い、1つの判決を除き、現在の民法・戸籍法で同性どうしでは結婚ができないことについて違憲だと判断しています。



同性婚の実現が日本を豊かにする！

経済界も同性婚の法制化を求めています

同性婚法制化に

670以上の企業・団体が賛同を表明

パナソニック、ソニー、日立製作所、本田技研工業、ブリヂストン、三菱地所、大林組、積水ハウス、三菱ケミカル、神戸製作所、日本たばこ産業、サントリー、資生堂、明治、ヤマハ、武田薬品工業、リクルート、東京電力、楽天、ヤフー、ソフトバンク、KDDI、富士通、NEC*のような大企業も含まれています。

*順不同、グループやホールディングスでの賛同含む

詳しくはこちらでチェック！→

bme
Business for Marriage Equality



私たちは伝統的家族観を壊したいわけではありません。むしろ、法律婚という伝統的な家族の在り方を前提とした議論をしています。

今こうしている間にも、結婚できないまま病気になり同性パートナーに病院で面会することもできずに亡くなる人や、自尊心を傷つけられたまま自死や自傷を考えるLGBTQの若者や子どもたちがいます。できる限り速やかな法制化が必要です。

最高裁の判決を待たずに、民法を改正し同性婚を実現してください。

公益社団法人Marriage For All Japan 結婚の自由をすべての人に

